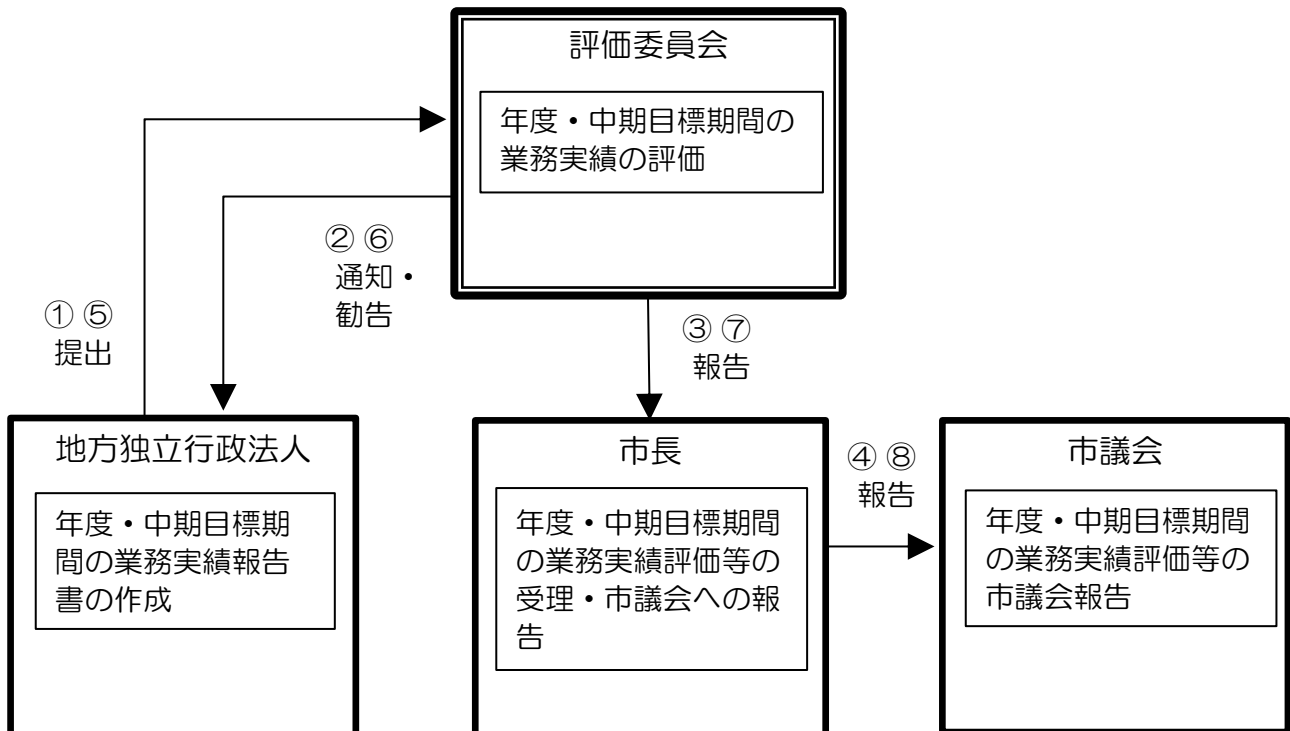


地方独立行政法人の業務実績に関する評価の流れ図



- ① 法人は、年度の業務実績報告書を評価委員会に提出し、評価を受けます。
- ② 評価委員会は、法人に対して評価結果を通知するほか、必要に応じて業務運営の改善等を勧告することができます。
- ③ 評価委員会は、②の通知・勧告について、市長に報告します。
- ④ 市長は、③の報告を受けたときは、その旨を議会に報告します。
- ⑤ 法人は、中期目標期間終了時に、中期目標期間の業務実績報告書を評価委員会に提出し、評価を受けます。
- ⑥ 評価委員会は、法人に対して評価結果を通知するほか、必要に応じて業務運営の改善等を勧告することができます。
- ⑦ 評価委員会は、⑥の通知・勧告について市長に報告します。
- ⑧ 市長は、⑦の報告を受けたときは、その旨を議会に報告します。